

JT-I520
ISDN相互接続の一般規約

General arrangement for Network Interworking
between ISDNs

第2版

1989年4月28日制定

社団法人
情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、(社)情報通信技術委員会が著作権を保有しています。

内容の一部又は全部を(社)情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

<参考>

1. 国際勧告等との関連

本標準は、1988年11月のCCITT第8回研究会期の総会で定められたCCITT勧告I. 520に準拠したものである。

2. 上記国際勧告等に対する追加項目等

2.1 オプション選択項目

なし

2.2 ナショナルマター項目

なし

2.3 その他

- (1) 本標準は上記CCITT勧告に対し、先行している項目はない。
- (2) 本標準は、上記CCITT勧告に対し、以下の項目についての記述を追加している。
 - (a) 相互接続に関する参照点
上記項目を追加した理由は、
 - (a)については、ISDN-ISDN網間インタフェースの一般論を、本標準で補足することによる。
- (3) 本標準は、上記CCITT勧告に対し、以下の項目についての記述を削除している。
 - (a) A/ μ 変換に関する記述
 - (b) 付録1
上記項目を削除した理由は、
 - (a)については、 μ 法則を国内相互接続インタフェースでのPCM符号化方式と定めるため、TT Cに於いて標準化する必要性が認められていないことによる。
 - (b)については、64 kbit/s 制限伝送能力の網の接続に関する記述の必要性が認められていないことによる。

2.4 原勧告との章立て構成比較表

上記国際勧告との章立て構成の相違はない。

3. 改版の履歴

版 数	制 定 日	改 版 内 容
第 1 版	昭和 6 2 年 4 月 2 8 日	制 定
第 2 版	平成 元年 4 月 2 8 日	CCITT 勧告 I . 5 2 0 の草案内容が充実し、1 9 8 8 年勧告となったことに伴い、内容を充実させた。

4. 工業所有権

本標準に関わる「工業所有権の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTC ホームページでご覧になれます。

5. その他

な し

目 次

1. 概 説	1
2. 本標準の適用範囲	1
3. 必要な情報とその情報の処理	2
4. I SDN-I SDN相互接続形態	5
4.1 回線モードベアラサービスが両方の I SDNで提供される場合の I SDN-I SDNインタフェース	5
4.2 両方の I SDNが J T-X 3 1 ケース B パケットモードベアラサービスを提供している場合の I SDN-I SDNインタフェース	6
4.3 一方の I SDNでは、回線モードベアラサービスが P S P D N か P H をアクセスするために 提供され、他方の I SDNでは、 J T-X 3 1 ケース B パケットモードベアラサービスが提 供される場合の I SDN-I SDNインタフェース	6
4.4 中継網を経由する I SDN-I SDN相互接続	7
4.5 付加パケットモードベアラサービスにおける I SDN-I SDNインタフェース	8
4.6 J T-X 3 1 ケース B に基づいたパケットモードベアラサービスが一方の I SDNで提供され、 付加パケットモードベアラサービスが他方の I SDNで要求される場合の I SDN-I SDN インタフェース	8
4.7 回線モードから付加パケットモードへの I SDN-I SDNインタフェース	8
5. 網間接続機能	8
5.1 エコー制御処理と音声処理	8
5.2 スピーチおよび 3.1kHz オーディオベアラサービスでのインチャネルトーンとアナウンスの発生	10
5.3 I SDN間の呼のネゴシエーション	10
5.4 異なる I SDNエンドユーザ間での通信可能の検査	11
6. データ転送サービスのための相互接続機能条件	11
7. 参 照	11

1. 概 説

I SDNが世界的に導入されはじめており、国によっては2つ以上のI SDNが出現しようとしている。このような状況において、I SDN網間の相互接続を容易にし、国際的に接続を可能とするべく、I SDN-I SDNのネットワークインタフェースの標準化が図られなければならない。

2. 本標準の適用範囲

本標準の目的は以上のとおりである。

- (1) I SDN-I SDN相互接続の一般規約を確認すること。
- (2) I SDN-I SDNインタフェースにおける機能と他の要求条件を定義すること。

CCITT勧告I. 324では、2つの相互接続されるI SDN間の参照点を N_x 参照点と定義している(図2-1/JT-I520参照)。本標準は、 N_x 参照点に適用すべき標準を確認し、 N_x 参照点での相互接続における機能と要求条件を明確にするものである。

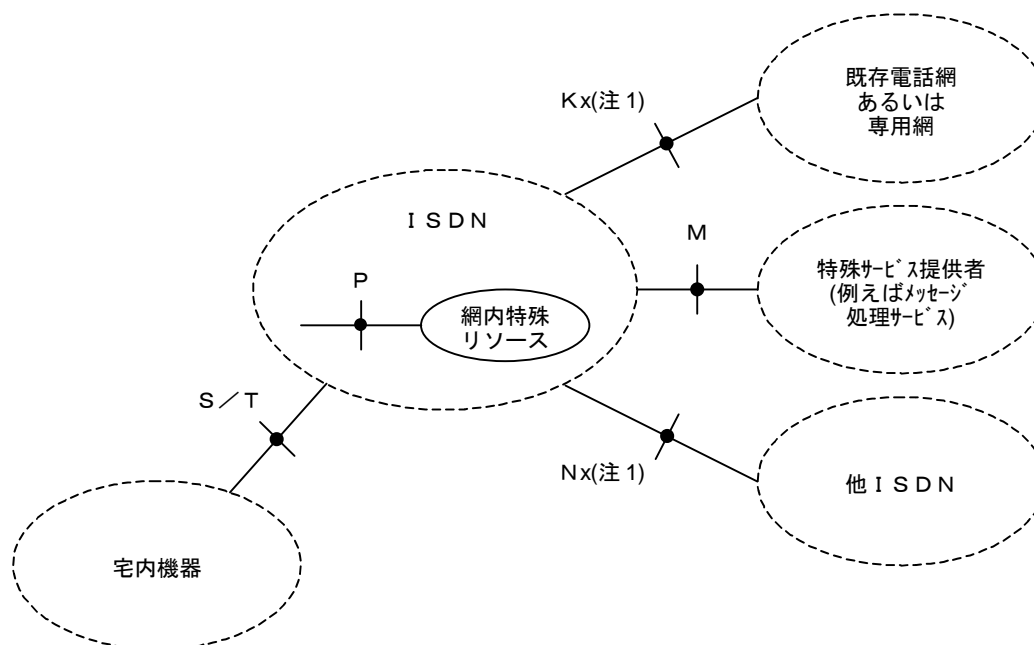


図2-1/JT-I520 宅内機器と網のI SDNへの相互接続に関する参照点
(CCITT I.324)

注1) $x=1$ は相互接続機能がI SDN側にある場合、 $x=2$ はそのような機能がI SDN側に不要な場合を示す。

I SDNの外にある相互接続機能に関しては、なんらの仮定も置いていない。したがって、 x の値にかかわらず相互接続機能が他網にある形態や、その組合わせの形態をとる可能性がある。上述の枠組み内での望ましい解決策は、サービス/網の特定の相互接続を扱う他の勧告で記述されよう。

N_1 については、相互接続機能が2つのI SDNにそれぞれ存在する形態を含んでいる。

3. 必要な情報とその情報の処理

図3-1/JT-I520は、2つのISDN間の相互接続における一般的な形態を示す。表3-1/JT-I520～表3-3/JT-I520で与えられる情報が要求されるときは、No.7信号方式のISUPとJT-X75によって運ばなければならないが、以下の方法のどれかにより、IWFで取り扱われる。

- I) 情報はIWFで終端し、他のISDNには転送されない。
- II) 情報はIWFで解釈され、他のISDNに転送される。
- III) 情報IWFをトランスペアレントに転送される。
- IV) 情報が新たにIWFで発生する。

表3-1/JT-I520～表3-3/JT-I520はまた、回線モードベアラサービス、回線モード付加サービス、パケットモードベアラサービスのそれぞれに対して、上記の4つの項目に情報を分類している。

OA&M機能のために特別に必要とする追加情報については、継続研究とする。

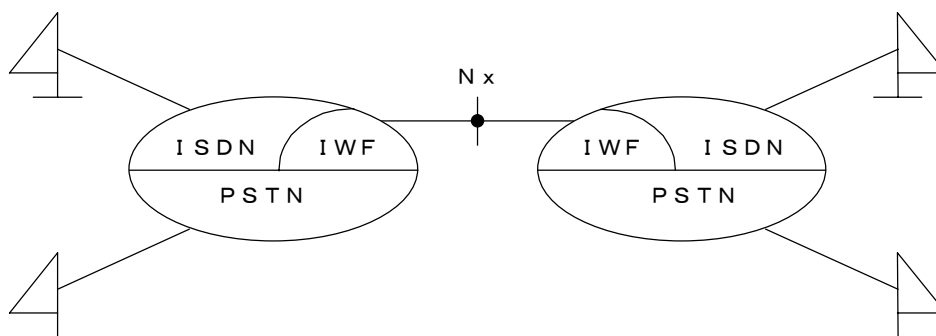


図3-1/JT-I520 2つのISDN間の相互接続における一般的な形態
(CCITT I.520)

表 3-1 / J T - I 5 2 0 回線モードベアラサービスのための I S D N 間
(CCITT I.520) I W F に必要な情報

分類	必 要 情 報	Q.931 情報要素	Q.763 パラメータ名
I	I W F への第 1 中継網	中継網選択	中継網選択
II	着信者番号 (注 1) 発信者種別 (注 2) 伝達能力 呼表示 (注 3) 衛星使用 (注 4)	着番号 / キーパッドファシリティ (不要) 伝達能力 (不要) (不要)	着番号 / 次番号 発ユーザ種別 通信路要求表示 ユーザ・サービス情報 順方向呼表示 逆方向呼表示 接続特性表示
III (注 8)	発信者番号 サブアドレス 発信者種別 端末能力 (注 7) ユーザ・ユーザ情報 理由 課金	発信者番号 サブアドレス (不要) 低位レイヤの整合性 高位レイヤの整合性 ユーザ・ユーザ情報要素 理由 (不要)	発信者番号 アクセス転送 発ユーザ種別 アクセス転送 ユーザ・ユーザ情報 理由表示 課金情報
IV	相互接続の理由 課金情報 (注 5) サービスの変更 (注 6)	理由 (不要) (定義されるべきである)	理由表示 課金情報 (定義されるべきである)

注 1) - 課金で使用

注 2) - 優先呼 / 普通呼の識別のため

注 3) - これらの表示は (1)国際着信呼 (2)有効なエンド・エンド信号方式 (3)課金呼 / 非課金呼を識別するために使われる。

注 4) - 相互接続点において相互接続の呼に衛星回線が使用されている場合には、この情報は I W F において処理される。もし、接続点で衛星回線が使用されていない場合には、この情報はトランスペアレントに I W F を通過する。

注 5) - この情報はアクセス課金が必要であるときのみ使われる。

注 6) - 全ての I S D N が同一のサービス (コネクションタイプ) を提供しているとは限らない。I W F においてサービスの変更が生じた場合には、網はサービス変更表示を送出しなければならず、またある場合には、発信ユーザに対してサービスの変更許可を求めることがある。(5.3.1 項参照)

注 7) - 端末の通信可能性の情報が処理されることがある。(5.4 項参照)

注 8) - この分類内の情報は、トランスペアレントに I W F を通過する。

表 3-2 / JT-I 520 回線モード付加サービスのための ISDN 間
(CCITT I.520) IWF に必要な情報

分類	必要情報	Q.931 情報	Q.763 パラメータ名
II	付加サービス要素	網特定ファシリティ キーパッドファシリティ ファシリティ フィーチャアクティベーション フィーチャインディケーション	(定義されるべきである)
III	経過表示 中断/再開表示	経過識別子 通知識別子	アクセス転送 中断/再開表示

表 3-3 / JT-I 520 パケットモードベアラサービスのための ISDN 間
(CCITT I.520) IWF に必要な情報 (インチャネル信号)

分類	必要情報	X.25 情報要素	X.75 情報
I	中継網識別	運営体選択	中継網識別
II	パケットタイプ 論理チャネル番号 着信者番号 スループットクラス ウィンドウサイズ パケットサイズ 呼識別子 中継遅延選択 ユーザ・ユーザ情報	パケットタイプ識別子 論理チャネル番号 着呼 DTE アドレス スループットクラスネゴシエーション フロー制御パラメータネゴシエーション フロー制御パラメータネゴシエーション (不要) 中継遅延識別子/選択 ファストセレクト識別子	パケットタイプ識別子 論理チャネル番号 着呼 DTE アドレス スループットクラスネゴシエーション ウィンドウサイズ識別子 パケットサイズ識別子 呼識別子 中継遅延識別子 ファストセレクト識別子
III	発信者番号 端末通信可能性 サブアドレス 理由	発呼 DTE アドレス (コール・ユーザ・データ) 発呼アドレス拡張 着呼アドレス拡張 診断コード	発呼 DTE アドレス (定義されるべきである) 発呼アドレス拡張 着呼アドレス拡張 診断コード
IV	相互接続理由 課金	(定義されるべきである) 課金情報	(定義されるべきである) (定義されるべきである)

注) -X. 25 ファシリティと ISDN 付加サービスとの関連は、継続研究とする。

4. ISDN-ISDN相互接続形態

4.1 回線モードベアラサービスが両方のISDNで提供される場合のISDN-ISDNインタフェース

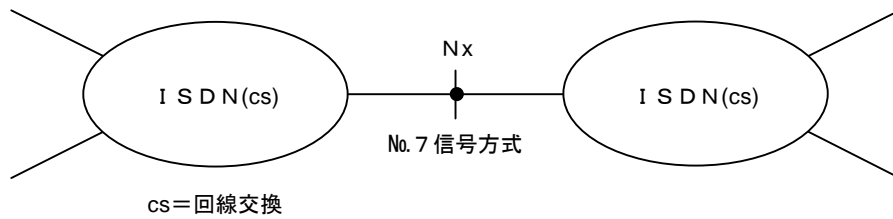


図4-1 / JT-I 520 ISDN (cs) と ISDN (cs) の相互接続
(CCITT I.520)

4.1.1 ベアラサービス

個々のベアラサービスの分類は標準 JT-I 230 シリーズで定義されている。レイヤ1相互接続仕様は標準 JT-I 511 で勧告されている。U-plane におけるレイヤ2と3はトランスペアレントに通される。

4.1.2 付加サービス

4.1.2.1 ユーザ・ユーザ情報以外

ユーザ・ユーザ情報以外の付加サービスでは、呼制御情報はNo.7信号方式を媒介として、Nx参照点を転送される。ユーザ情報転送のインタフェースは、基本ベアラサービスのものと変わらない。

4.1.2.2 ユーザ・ユーザ情報サービス

ユーザ・ユーザ情報の転送には2つの方式がある。1つは標準 JT-Q 931 呼制御メッセージに付随して転送され、No.7メッセージにマッピングされた後、No.7信号網で運ばれるユーザ・ユーザ情報である。もう1つは独立したユーザ情報 (USER INFO) メッセージの中で転送されるユーザ・ユーザ情報であり、これはNo.7メッセージにマッピングされた後、No.7信号網で運ばれるが、オプションとしてある ISDNではパケットハンドラ (PH) 経由で転送される場合がある。ユーザ・ユーザ情報が両方の ISDNでパケットハンドラ間を転送される場合、ユーザ・ユーザ情報のための網間接続インタフェースには、標準 JT-X 75 プロトコルが適用されることもある。

ユーザ・ユーザ情報が両方の ISDNあるいは少なくとも1つの ISDNのNo.7信号網で転送される場合、ユーザ・ユーザ情報のための網間接続インタフェースには、No.7信号方式プロトコルを使用すべきである。

4.1.3 Nx参照点での回線モードサービスの制御のためのNo.7信号方式

長期的な回線モードサービスの制御には、ISUPによるNo.7信号方式がNx参照点で使用される。

4.2 両方の ISDNが JT-X31 ケースB パケットモードベアラサービスを提供している場合の ISDN-
ISDN インタフェース

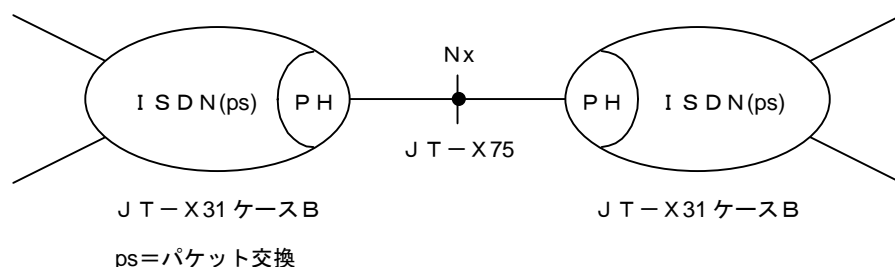


図4-2 / JT-I520 ISDN(ps)とISDN(ps)の相互接続
(CCITT I.520)

Nx 参照点で JT-X31 に基づいたパケットモードサービスを転送するために、標準 JT-X75 プロトコルが使用される。このインタフェースにおけるレイヤ1、2および3は、標準 JT-X75 に記述されている。

4.3 一方の ISDNでは、回線モードベアラサービスが PSPDNかPHをアクセスするために提供され、他方の ISDNでは、JT-X31 ケースBパケットモードベアラサービスが提供される場合の ISDN-ISDN インタフェース

このタイプの相互接続では、2つの異なる形態 I と II が考えられる。

〔形態 I〕 JT-X31 ケースAと JT-X31 ケースBの相互接続。ケースAではPSPDNへのトランスペアレントな回線交換アクセスが ISDNによって提供される。ケースBでは、パケットモードベアラサービスが ISDNのPHにより提供される。この形態では、2つの ISDN間の相互接続に JT-X75 局間信号を利用している。

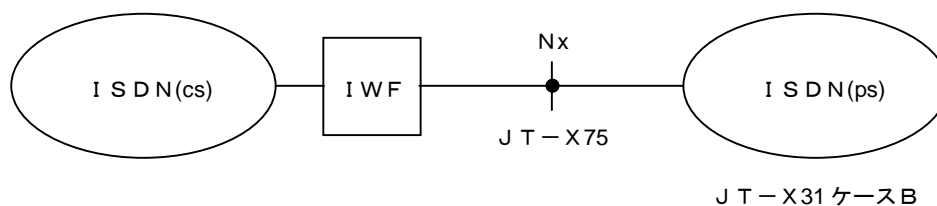


図4-3-形態 I / JT-I520 ISDN(cs)とISDN(ps)の相互接続
(CCITT I.520)

注) IWFは論理的にはISDN(cs)の一部である。さらに詳細な内容については、CCITT勧告 X.320を参照のこと。

〔形態Ⅱ〕 I S D N P Hへの I S D N回線交換アクセス（これは、発側の I S D Nが P H機能を持っていない場合にありうる）。この形態では、2つの I S D N間の相互接続にはNo.7信号方式プロトコルが利用されている。

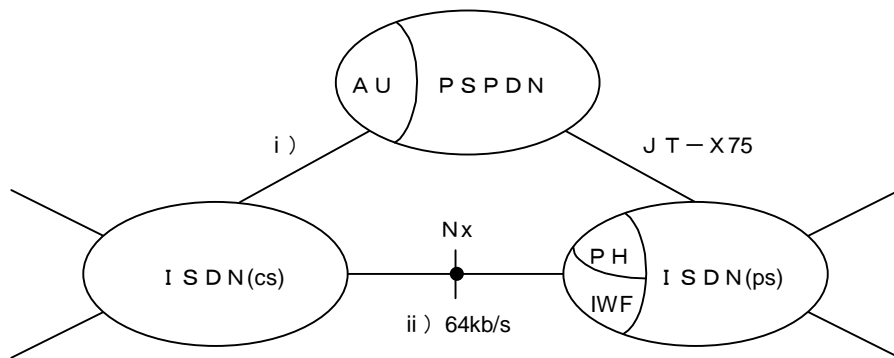


図4-3-形態Ⅱ / JT-I520 ISDN(cs)とISDN(ps)の相互接続 (CCITT I.520)

注) PHへアクセスするためには、標準 JT-X31で PSPDNのために定義されているように、IWFはアクセスユニット (AU) 機能を含まなければならない。

この相互接続規約は、データ転送サービスに適用する。一般規約は、CCITT勧告X.320の6.3項に含まれている。

データ転送サービスにおける相互接続のいくつかの点については、他の転送サービスへの応用と同様に、継続研究とする。

4.4 中継網を経由するISDN-ISDN相互接続

非ISDN中継網を経由するISDN-ISDN相互接続（図4-4 / JT-I520）は、特定のISDNサービスをエンド・エンドを基本として拡張していくために、短期的には有効な形態となりうる。特定のISDNサービスがエンド・エンドで利用できることを保証するために、特別な転送・交換・信号の能力を中継網に持つ必要も生じうる。

この形態における詳細な相互接続機能とインターフェースは、継続研究とする。

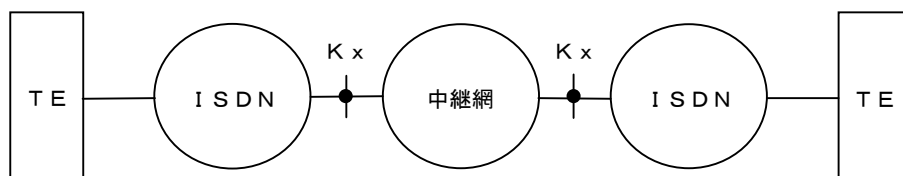


図4-4 / JT-I520 中継網経由の2つのISDNの相互接続 (CCITT I.520)

4.5 付加パケットモードベアラサービスにおける I S D N - I S D N インタフェース

現在研究中であるパケットモードサービスにおいては、アウトチャネル呼制御信号が使われる。同じアウトチャネル呼制御が回線モードサービスで使われている。このアウトチャネル呼制御には、2つの方法が考えられる。すなわち、1つはNo.7信号方式の拡張で、もう1つはDチャネルプロトコルの拡張である。どちらを選択するかは、継続研究とする。

4.6 J T - X 3 1 ケース B に基づいたパケットモードベアラサービスが一方の I S D N で提供され、付加パケットモードベアラサービスが他方の I S D N で要求される場合の I S D N - I S D N インタフェース

2つの方法が考えられる。1つはインチャネル信号 (J T - X 7 5) に基づく方法であり、もう1つはアウトチャネル信号 (No.7 信号方式あるいは D チャネルプロトコル) に基づく方法である。どちらを選択するかは、継続研究とする。

4.7 回線モードから付加パケットモードへの I S D N - I S D N インタフェース

この項は、継続研究とする。

5. 網間接続機能

様々な形の網間接続に共通的に用いられる相互接続機能は、C C I T T 勧告 I . 5 1 0 に記述されている。I S D N - I S D N 相互接続に固有の相互接続機能は、本標準に示されている。

5.1 エコー制御処理と音声処理

表 5 - 1 / J T - I 5 2 0 は、回線モードベアラサービスと各種音声処理機能との間の許容関係を示す。音声処理機能には、D S I、L R E、D C M などがある。これらの処理機能は回線モードベアラサービスとの関係によって、必須 / 選択 / 禁止 / 機能排除のいずれかに分類される。

表 5 - 1 / J T - I 5 2 0 で示された関係の実現を保証するために、I S D N におけるスピーチ、3.1kHz オーディオ、6 4 kbit/s 非制限呼に対して適当な網制御が必要となる。その一例として、(機能を結合 / 分離するための) ルーチングや、(機能を排除するための) アウトチャネル信号などがある。更に 3.1kHz オーディオベアラサービス接続においては、エコー制御装置を機能的に排除するために、ディスエイブルトーン (C C I T T 勧告 V . 2 5、I . 5 3 0 参照) が使用されることもある。

異なる I S D N を経由して通信する呼に対しては、上記の機能を制御するためのネットワーク情報が I S D N - I S D N 相互インタフェースを越えて転送される必要がある。I S D N 相互接続において、この情報転送は交換機の間で以下の手段により実現される。

- (1) 共通線信号方式 No.7 I S U P の伝達能力情報要素
- (2) 3.1kHz オーディオベアラサービスにおける、端末によるディスエイブルトーン (C C I T T 勧告 V . 2 5、I . 5 3 0 参照) の使用

交換機による音声処理機能 (D C M、エコー制御、等) の制御は、

- (1) 3.1kHz オーディオベアラサービスにおいて、端末がディスエイブルトーン (C C I T T 勧告 V . 2 5、I . 5 3 0 参照) を使用する場合には必要でなく、
- (2) 必要な場合には、アウトチャネル呼制御 (継続研究中) が使用される。
スピーチ / 6 4 kbit/s 非制限切替ベアラサービスの手順は、継続研究とする。

表5-1/JT-I520 ISDN内およびISDN-ISDN相互接続のための
(CCITT I520) の音声処理とベアラサービスとの関係

音声処理機能	ベアラサービス				
	1	2	3	4	
	スピーチ	3.1kHz オーディオ (注3)	64kbit/s 非制限	スピーチ 非制限切替 注8	64kbit/s
エコー制御 注9	E 注1+2	E 注1+2	FD	注2	P
DSI	O	O 注4	FD	O	FD
LRE	O	O 注4	FD	O	FD
DCM	O	O 注4	FD 注6	O 注7	FD 注7
アナログ設備	O	O	P	P	P

E =必須

O =オプション

P =禁止

FD =機能排除

DSI=デジタルスピーチインタポレーション

LRE=低レートエンコーディング (例、CCITT勧告G. 721)

DCM=LREとDSIを使用し、運用モードで制御可能な柔軟性を有するデジタル回線多重

表5-1/JT-I520の注

一般- 表5-1の1、2、3項のベアラサービスについては、各々のサービスが要求される呼設定時においてのみ音声処理の制御が許容される。4項のベアラサービスでは、通信中のサービス変更を行うために呼設定後のユーザ網信号(Dチャンネルメッセージによるアウトチャンネル信号)が更に必要となる。

注1) デジタル電話に関するISDN-ISDN相互接続においてはエコー制御が不要となることもあるが(継続研究)、スピーチベアラサービスのためにはこの制御が一般的に必要であるという理由から必須とする。

(CCITT勧告I. 530も参照)

注2) 4線式でのエンド・エンド通話接続における網あるいは端末でのエコー制御の必要については継続研究とする。

注3) 3.1kHz オーディオベアラサービスでは、エコー制御は呼設定時のコネクションに含まれている。音声帯域データの転送を行う場合には、ディスエーブルトーンを使用することによりエコー制御が排除される。

(CCITT勧告V. 25およびI. 530参照)

注4) これらの信号処理技術については、情報の転送に先立って適当に変更されたり機能的に排除されたりすることを前提に網はこれらを含む場合がある。

注5)

注6) 64kbit/s 非制限機能は、使用可能な伝送容量があれば専用のアウトチャンネル信号方式によって隣接する交換機から起動される。

#

注7) DCMを使用するこのベアラサービスの提供は、隣接する交換機が通信中のサービス変更を実行するために、アウトチャンネル信号方式やDCM装置の使用が可能であるかどうかによって異なる。

注8) 交換機は、エコー制御装置を含む6.4 kbit/s 非制限ベアラパスを準備する。この場合に、スピーチと6.4 kbit/s 非制限のために2本のパスを準備することはしない。

注9) 導通試験を行う場合には、エコー制御は排除される必要がある。

5.2 スピーチおよび3.1kHz オーディオベアラサービスでのインチャンネルトーンとアナウンスの発生

注) この機能は網間接続やISDN内の相互接続を含まないISDN内の通常の呼にも必要である。

5.2.1 呼接続失敗時

呼損となった点（即ち接続がそれ以上進まなくなった点）では、発交換機に対して適切なアウトチャンネルの切断信号を返送しなければならない。この信号に対して発交換機は発信ユーザに対して適切なアウトチャンネル信号を送出しなければならない。しかしながら、スピーチと3.1kHz オーディオベアラサービスの場合には、網は適当なインチャンネルトーンあるいはアナウンスを発生できなければならない。この場合、切断信号がアナウンスの完了以前に送られるべきではない。

5.2.2 呼接続成功時

スピーチと3.1kHz オーディオベアラサービスでは、着交換機は呼の接続成功時に発信ユーザに向けてインチャンネルの呼出音を発生しなければならない。

5.3 ISDN間の呼のネゴシエーション

ISDN間の呼のネゴシエーションには、サービス合意とコネクション合意の2つの形態がある。

5.3.1 ISDN間のサービス合意

ISDN間サービス合意は、ひとつの要求されたサービスを2つのネットワーク間で提供可能にするネゴシエーションとして定義される。サービス合意は必ずしも呼毎に行われるものではなく、2つのISDN間で双方の合意に基づき事前に行われることもある。サービス合意が成立した後、コネクション合意がその2つのISDNの間で行われる。

サービス合意が成立しない場合の手順は、以下の4つの方法を含めて継続研究とする。また、その4つの方法がユーザ網プロトコルあるいは相互接続プロトコルに及ぼす影響についても継続研究とする。

- (1) サービス未整合のまま呼を設定する。（例、付加サービス要求の場合）
- (2) 呼を解放する。
- (3) どちらかのISDNがユーザのサービス要求を変更あるいは取り消すよう発信ユーザとネゴシエートする。
- (4) 別の代替サービスを発信ユーザのサービスプロファイルから選択する。

5.3.2 I S D N間のコネクション合意

I S D N間のコネクション合意は、2つのネットワーク間でのコネクションエレメントのネゴシエーションとして定義される。各々のI S D Nで使用される接続要素が異なる時には、たとえサービスの合意がなされている場合であってもコネクションの合意が必要である。この目的での経過表示の使用は、継続研究とする。

スピーチベアラサービスにおけるコネクション合意の目的は以下のいずれかの使用である — U D I / R D I、衛星回線、D S I回線、P C M符号化則の差異、異なるハイアラキーをもつデジタルネットワーク間の回線選択、等。必要な場合には、パラメータ交換が2つのネットワークの間で行われる。

コネクション合意は必ずしも呼毎に行われるものではなく、他のC C I T T勧告（例えば、ハイアラキーの相互接続のためのG. 802）による方法や、2つのI S D N間で合意された方法により事前に設定されることもある。

5.4 異なるI S D Nエンドユーザ間での通信可能の検査

異なるI S D Nに属する端末間でコネクションパスが設定されるとエンド・エンドでL L C、H L C、ユーザ定義の通信可能性の試験が行われうる。

エンドユーザ間の通信可能性の検査項目は以下の通りである。

(1) 低位レイヤ通信可能性 (L L C)

L L C情報は、通常ユーザ間の呼のネゴシエーションに使用され、網内をトランスペアレントに通過する。I S D Nで使用されるL L C検査リスト (J T-Q 931 参照) が異なっている場合、必要であればI W FによりL L C情報の検査や操作 (C C I T T勧告I. 515, 2.2.1.3 節参照) が行われることもある。

(2) 高位レイヤ通信可能性 (H L C)

H L Cはトランスペアレントに転送され、網はこれを実行する必要はない。I S D Nで使用されるH L C検査リストが異なっている場合のI W FによるH L C情報の検査や操作は継続研究とする。

(3) ユーザ定義の通信可能性検査

ユーザ定義の通信可能性の検査は、ユーザの責任において行われる。網はこの通信可能性検査には関与しない。

6. データ転送サービスのための相互接続機能条件

C C I T T勧告X. 320 (データ転送のためのI S D N相互接続の一般規定) 参照。

X. 31 ベースパケットモードベアラサービスが一方のI S D Nで要求され、新パケットモードベアラサービスがもう一方のI S D Nで要求された場合の相互接続条件は、新パケットモードベアラサービスが定義された後に規定される。

7. 参 照

C C I T T勧告I. 500